

町外にお住いの方へ

栗山町の民間賃貸住宅を借りて移住される 若者・子育て世帯を支援します！

最高36ヵ月の家賃助成

平成27年4月 事業開始

■栗山町若者移住促進事業(民間賃貸住宅家賃助成事業)の概要■

事業概要

町外に居住する40歳未満の方、もしくは中学生以下の子と同居されている方で、栗山町内の事業所に勤務する正規雇用の方が、栗山町内の民間賃貸住宅を借りて居住される場合に、家賃の一部を助成します。

助成対象者

- ①栗山町外に居住されている方が、栗山町内の民間賃貸住宅を借りて、平成27年3月1日から平成31年3月31日までに住民登録をされた方で、住民登録後1年以上居住された方。
- ②住民登録をされた日(転入日)において、民間賃貸住宅を借りた方の年齢が40歳未満、もしくは中学生以下の子と同居されている方。
- ③栗山町内の事業所に勤務する正規雇用の方、又は正規雇用される見込みの方(ただし、公務員等は除く)。
- ④賃貸借契約の借主であり、家賃を支払っている方。
- ⑤住民登録をされた日(転入日)前3年間に於いて、栗山町に居住されていない方。
- ⑥町内に他の住宅を所有又は借用していない方。
- ⑦民間賃貸住宅に居住される方全員が税金等の滞納がない方。

助成対象住宅

- ①栗山町内にあるアパート、借家等。
※公営住宅、町営住宅、社宅等事業主から貸与されている住宅、社員寮、3親等以内の親族等が所有している住宅は除く。

助成額・助成金の交付方法

- ①助成額は月額家賃(共益費・管理費・駐車場使用料を含まない住居に係る月の賃借料)から2万円及び勤務する事業所から支給されている住宅手当を控除した額の2分の1の額。(千円未満切捨)
ただし、単身世帯の場合は月額1万円、単身以外の世帯は月額2万円を限度とします。
- ②助成金の交付方法は助成額の2分の1(千円未満切捨)の額をくりやまギフトカード加盟店会が発行する「くりやまギフトカード」で、残額を口座振込で交付します。
- ③助成金の交付は5月と11月の年2回とし、前々月までの家賃の支払実績により助成します。
※なお、最低1年以上は居住しないと助成対象者とはならないことから、初回は転入日から1年を経過した以降の直近の支払月に交付します。

助成資格申請・交付申請

- ①家賃助成事業を申請される方は、転入日から3ヶ月以内に関係書類を添えて、助成資格申請書を提出していただき、助成資格と助成予定期間の決定を受けていただきます。
- ②助成資格の決定を受けた方は、毎年度2回、助成金の支払月(5月と11月)の前月までに交付申請の手続きを行っていただきます。

助成期間

住民登録をされた月の翌月の家賃から36ヶ月間。

※なお、下記規定により助成資格の喪失となった場合は、喪失した月の支払った家賃までを助成対象としますが、助成資格の取消となった場合は助成金は交付されません。

助成資格の取消及び喪失

助成期間内で、下記の事項に該当した場合は変更申請が必要となり、転入日から1年未満で該当した場合は助成資格の取消、1年以降で該当した場合は助成資格の喪失となります。

①助成対象者が助成対象住宅に居住しなくなったとき

②助成対象者が町内事業所に勤務しなくなったとき

※ただし、対象住宅要件を満たす別の民間賃貸住宅に居住する場合や、助成対象者が死亡し、又は転勤により単身赴任となった場合で、同居していた家族が助成対象住宅に居住している場合など、町長がやむを得ないと認める場合は助成は継続されます。

※居住しているアパートは変わらないが家賃が変更となったときや勤務先から支給される住宅手当が変更となったときは交付申請時に、「賃貸借契約の写し」や「家賃支払額証明」、「雇用形態及び住宅手当支給証明」などで変更となった内容を確認し、助成額を変更します。

申請から交付までの流れ

